税法との関係における信託財産を構成する 個々の財産の人的帰属

神戸大学大学院法学研究科教授 渕 圭 吾

- 目 次 -

- 1. はじめに
- 2. 税法との関係での財産の帰属についてのアプローチ
 - (1) 所得税法12条と同13条
 - (2) 信託に関するルールとそれ以外の法的仕組みに関するルールの整合性

1. はじめに

私はこれまで、ヒトに着目して課される租税(所得税、法人税及び相続税)⁽¹⁾に関して、課税物件の人的帰属の基準は所有権ではなくむしろ自主占有とでもいうべきものであると主張してきた⁽²⁾。

ところで、所得税法13条、法人税法12条及び相続税法9条の2以下は、それぞれ信託財産を構成する個々の財産の人的帰属について定めている。税法上「信託」として評価される法関係が存在する場合には、これらの規定に従って、信託財産を構成する個々の財産の人的帰属が決まることになる。これらの規定は、原則として、受託者ではなく受益者に信託財産を構成する個々の財産が帰属するとみなしている。受託者は受益者のための財産管理人に過ぎず、また、信託財産を構成する個々

- 3. 信託財産を構成する個々の財産の帰属についての考え方
 - (1) 第1の考慮要素:個々の財産が重要か、 価値のみが重要か?
 - (2) 第2の考慮要素:受託者の義務が誰に向けられているか?

の財産は直接受益者に帰属しているかのよう に扱われる。

このような現行法の態度は、私のように所 有権ではなく自主占有が基準となるべきであ ると考える立場からは、基本的には妥当であ る。信託財産を構成する個々の財産の所有権 を有するのは受託者であるが、受託者は彼自 身のために所有権を行使しているわけではな く、ヒトに着目して課される租税との関係で そのような者に信託財産を構成する個々の財 産が帰属するとして課税関係を考えると、ヒ トに着目して与えられる優遇や課される義務 がその本来の目的を達成することができなく なるからである。

ただ、「税法上、信託財産を構成する個々の財産が受益者に帰属する」、という命題には、ただし書きが必要である。なぜなら、少なくとも日本の信託法との関係で「受益者」とされる者の全てが、ヒトに着目して課され

る租税との関係でその者に信託財産を構成する個々の財産が帰属すると言えるほどの、信託財産を構成する個々の財産との直接的な関係を信託の存続期間中ずっと保持しているとは限らないからである。すなわち、(1)信託の存続期間のうち受益者の信託財産を構成する個々の財産に対する関係が希薄であると評価できる期間が存在する場合があるし、(2)複数の受益者がいる場合に、そのうちの一部の受益者にとって信託財産を構成する個々の財産に対する関係が希薄であると評価できる場合が存在する。

このようなただし書きを考慮した場合、信託財産を構成する個々の財産の人的帰属に関する上記の現行法を適用すると具体的妥当性を欠くことがありうるのではないかとも考えられる。そこで、本稿では、立法論として、信託財産を構成する個々の財産の(税法との関係での)人的帰属についての適切なルールはどのようなものなのか、考えてみたい。以下、まず、現行法を前提に、税法との関係での財産の帰属についての考え方を確認する(2)。次に、立法論として人的帰属に関する判断枠組みを提示する(3)。

結論としては、信託財産を構成する個々の 財産と密接に関係する者がいる場合にはその 者に当該財産を帰属させた上で、残りについ ては、受託者が誰に対して fiduciary duty を 負っているかということを基準に信託財産に ついての収益・費用が帰属する者を決定し、 それ以外の者については、信託財産について の収益・費用が帰属する者からその都度給付 を受けると考えるべきである。

2. 税法との関係での財産の帰属についてのアプローチ

(1) 所得税法12条と同13条

所得課税(所得税・法人税)に関して財産 の帰属が問題となることが少なくない。例え ば、減価償却資産が誰に帰属するか、という ことは、減価償却費を計上する資格がある者を決定する基準となる⁽³⁾。何らかの収益を生む資産の帰属は、当該収益の帰属する者を決定する基準となる⁽⁴⁾。

所得税法・法人税法では、財産の帰属につ いては特に定めを置いていないが、収益の帰 属については明文で定めている。所得税法12 条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律 上帰属するとみられる者が単なる名義人であ って、その収益を享受せず、その者以外の者 がその収益を享受する場合には、その収益は、 これを享受する者に帰属するものとして、こ の法律の規定を適用する」と定めており、同 じ趣旨の規定は法人税法11条にも存在する。 この規定(「実質所得者課税の原則」) は収益 について述べているが、費用について別異に 解釈すべき理由はないから、結局、財産の帰 属について述べていると解して差し支えない であろう。そして、前述の所得税法13条との 関係では、実質所得者課税の原則は、財産の 帰属についての原則 (デフォルト・ルール) を定めたものであると考えることができる。

実質所得者課税の原則の意義については、周知のとおり、法律的帰属説と経済的帰属説の対立がある⁽⁵⁾。私は、この点について、法律的帰属説に立った上で、そこにいう法律的帰属とは所有権の所在によって決すべきではなく、所有権者のような態様で資産を占有していること(以下、これを「自主占有」という)を基準とすべきであると考えている⁽⁶⁾。

さて、信託に関しては、財産の帰属に関して特別の定めが存在する。所得税法13条1項がそれで(法人税法12条1項も同じ)、「信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に

帰せられる収益及び費用については、この限りでない | とされている。

実質所得者課税の原則との関係で、信託に 関する13条1項は、どのように位置づけられ るであろうか。実質所得者課税の原則につき 法律的帰属説に与し、法律的帰属の基準とし て所有権を採用するならば、13条1項は実質 所得者課税の原則の例外ということになる⁽⁷⁾。 これに対して、私の立場からは、信託財産を 構成する個々の財産が受託者に帰属しないこ とに関しては、信託について実質所得者課税 の原則を明確化したのが13条1項であるとい うことになる。しかし、いずれの位置づけに よっても、次のことは確実に言える。すなわ ち、ある法関係(法律関係、スキーム)が「信 託 であるとされると、所得税法12条ではな くて13条に従って(信託財産を構成する個々 の) 財産の帰属を考えなくてはならないとい うことである。13条は12条に対して(原則と 例外の関係にあるかはともかく) 特則の関係 にあるから、信託である以上13条が優先的に 適用されるのである。

所得税法13条1項は、要するに信託の受益 者等に信託財産を構成する財産を帰属させ る。信託財産を構成する財産の所有権は受託 者にあるけれども、受託者の所有権は形式的 なものにすぎないから、税法上、財産は受益 者等に帰属するというわけである。それでは 「受益者等」とは誰か。平成19年改正(平成 19年法律第6号)以前においては、受益者の 存在及び特定を基準に「信託財産に係る信託 の委託者」ないし「受益者」に、税法上、財 産が帰属するとしていた。しかし、現在では、 「受益者としての権利を現に有する」かどう かが主たる判断基準となる。

繰り返しになるが、このように、信託以外の場合には実質所得者課税の原則に従って税法上の財産の帰属を判断し、信託の場合には13条に従って税法上の財産の帰属を判断することになる。信託であるか否かによって、税法上の財産の帰属の判断基準が異なるのであ

る。ここで、ある法関係が所得税法13条にいう「信託」⁽⁸⁾であるか否かは、事実認定の問題であると考えられる。このため、例えば米国ニューヨーク州法を準拠法とする trust と称する法関係が存在する場合、同州法の内容をよく見た上で、その法関係が13条にいう「信託」であるか否かを判断することになる。「信託」とは言えないならば、12条に基づいて財産の帰属を考えることになる。

なお、(日本の)私法上、ある法関係が「信託」と性質決定される基準について議論が行われている⁽⁹⁾。この議論は主として「信託法」が適用されるかどうかの判断基準に関わるが、借用概念論を通じて、所得税法13条にいう「信託」の意義を左右する可能性がある。

(2) 信託に関するルールとそれ以外の法的仕組みに関するルールの整合性

信託であるか否かが税法との関係で問題と なる場合は、実は少なくない。2つの例を挙 げよう。

第1に、動産信託は、動産が資金提供者に とっての担保とされる様々な法的仕組みと、 どのように区別されるのであろうか。かねて より、信託という法的仕組みを利用した動産 信託が行われてきた(10)。鉄道の車両を製造 する会社(車両会社)が、金融機関から資金 調達を行い、また、車両を製造してこれを信 託財産とし(つまり、車両会社は委託者)、 受託者である信託会社が鉄道会社に車両を貸 して賃貸料を取り、この賃貸料が一定の水準 に達した段階で、車両の所有権を信託会社か ら鉄道会社に移転する。要するに、信託会社 が受託者として車両を所有し、その受益権が 金融機関にとって車両会社(ないし、このプ ロジェクト) に対する貸付金の担保となると 同時に、車両が車両会社の所有物ではなく信 託財産となっていることによって鉄道会社に とって将来の車両に対する所有権がより確実 なものになる。この仕組みにおいては、車両 は実質的には鉄道会社に帰属しており、車両

が信託財産となっていることは代金債権確保のための担保に過ぎないとも理解できる。このように理解するならば、動産信託と、質権、所有権留保、譲渡担保、あるカテゴリース取引といったものとの差異は、形式的なものにすぎないかもしれない⁽¹¹⁾。そして、これらの法形式の差異に本質的な意味はなく、いずれも代金債権確保のために動産が担保になっている、と考えるならば、これらの法形式に適用される財産の人的帰属に関するルールは整合的なものでなくてはならないはずである⁽¹²⁾。

第2に、年金の運用については、信託(年金信託)が用いられる場合と生命保険(年金保険)がある。ここでも、信託財産を構成する財産の帰属に関するルールと、生命保険の場合のそれとが整合的でなくてはならないだろう。

3. 信託財産を構成する個々の財産の帰属についての考え方

(1) 第1の考慮要素:個々の財産が重要か、 価値のみが重要か?

ここからは、現行法をいったん離れて、信 託財産を構成する個々の財産の人的帰属につ いてのあるべきルールについて考えてみたい。

信託財産を構成する個々の財産の人的帰属について判断する際に、最初に問うべきは、信託財産を構成する個々の財産が重要なのか、それとも、信託財産の価値が重要なのか、ということである。正確に言えば、信託の関係者の中に、すなわち、委託者、受益者、たは、それ以外の信託から利益を受ける人たち(以下、「ステイクホルダー」と呼ぶ)と、信託財産を構成する個々の財産のうち特定のものとの間で、それがこれらの人たちに帰属すると評価できるような関係が存在するか、ということである。例えば、信託財産を構成するある土地・建物について、当該土地・建物を特定の受益者が受益者としての地位に基

づいて継続的かつ排他的に利用しているとの評価ができる場合には、当該土地・建物を当該特定の受益者に帰属させて課税関係を考えることが妥当である。ここで妥当と言ったのは、信託の関係者にとって精確な所得算定ができる、という意味である。また、信託財産を構成するある株式について、特定の受益者が受益者としての地位に基づいて継続的かつ排他的に支配していると評価できる場合には、当該株式は当該特定の受益者に帰属させるべきである(13)。

このように、まず、信託財産を構成する個々の財産について、特定のステイクホルダーに帰属すると言えるかを判断していく。その結果、信託財産を構成するあらゆる個々の財産がステイクホルダーの誰かに帰属するかもしれない。その場合には、人的帰属をめぐる作業はそこで終わる。これに対して、ステイクホルダーが信託財産を構成する個々の財産の帰趨には関心がなく、むしろ、その経済的価値にこそ着目している場合、信託財産から生じる経済的価値が帰属するステイクホルダーに対して、どのようなタイミングで所得課税を行うか、ということが問題となる。

(2) 第2の考慮要素:受託者の義務が誰に向けられているか?

信託財産の価値の増減は、ステイクホルダーが実際に信託財産から分配を受ける金額とは連動しない。しかし、ある権利義務の帰属主体が存在するにもかかわらずそれが納税義務者とならないならば当該権利義務の帰属主体に関するエクイティホルダーに対してパスルー課税が行われなくてはならない、という命題を前提とすれば(14)、信託財産(あるいは受託者)がもし独立の納税義務者であったとしたら収益ないし費用の計上が行われるような場合には、ステイクホルダーの誰かに対する当該収益ないし費用の計上を擬制せざるをえない(15)。例えば、ある年度において収益及び信託財産を構成する不動産について収益及び

費用が生じた場合、この収益及び費用を受益 者の誰かに計算上割り当てる必要がある。

困ったことに、受益者たちは、信託財産との関係で均質な権利を有しているわけではない。ある者は、信託財産の価値変動にかかわらず、一定額の分配を受けることになっているかもしれない。別の者は、まさに受託者が信託財産に関して得た収益に連動して分配を受けることになっているかもしれない。当分の間、分配を受けることができない約定になっているかもしれない。このように一口に受益者と言っても様に、現行法の「受益者等」に課税するというルールをどのように当てはめていけばよいのか。

この点につき、私は、一ないし複数のステイクホルダーのみを所得税法13条にいう「受益者等」と見た上で、それ以外の者については、たとえ信託法との関係では受益者と言えるとしても、税法上は「受益者等」ではなく、むしろ信託の外部にいるものとみなすべきである、と考える(16)。すなわち、これらの(それ以外の)者は、「受益者等」からその都度給付を受けるものと考えるわけである(17)。また、以上のような判断の結果、信託法上の受益者ではなく委託者こそが税法上は「受益者等」と位置づけられることもありうる。

それでは、「受益者等」と位置づけられる受益者とそれ以外の受益者をどのように区別するのか。私は、信託の受託者が現にfiduciary duty を負っている相手こそが「受益者等」と位置づけられ、これらの者のみに対してパススルー課税が行われるべきであると考える。

この考え方は、企業年金に関するフィシェルとラングバインの見解⁽¹⁸⁾に示唆を得たものである。彼らは、ERISA 法は信託法をもとにして作られているが、ERISA 法における受託者の義務が向けられている「受益者」は信託法における「受益者」と異なり、(日

本流にいえば)「委託者」を含むと主張して いる。

彼が念頭においている信託法とは民事信託に関するルールであり、そこでは(日本の新信託法が目指したように)信託の設定に伴い委託者は法律関係からいわば離脱する。彼らは、企業年金においては、民事信託と異なり、年金の受給者(通常彼らが受益者だと思われている)のみならず、どちらかというとむしろ原資を提供している企業に対して、受託者は忠実義務(duty of loyalty)を負うという。そして、このように解することによって、企業年金に関するさまざまな紛争をより適切に解決できるという(19)。

以上のような指摘は、税法上の(「受益者等課税信託」における)「受益者等」の判断にも応用できるのではないか。つまり、信託から財産の給付を受ける者がいるように見える場合でも、その者が「受益者」であるとは限らない。別に信託の受益者がいて、この受益者から給付を受ける者かもしれない。信託の受託者が、誰に対して忠実義務ないしfiduciary dutyを負っているのか、ということから税法上の「受益者」を判断すべきである。

所得税法13条の条文に即して言えば、みなし受益者の要件に言う「信託財産の給付を受けることとされていること」を現実の支払いを受けるという意味のみで理解するべきではない。むしろ、「受益者」の第三者に対する債務の弁済として、信託財産から第三者に対して現実の支払が行われているだけかもしれない。

この点が誤解されないようにするために は、「信託財産の給付を受けることとされて いること」という要件を外してしまうのも一 案であろう。

他方で、みなし受益者の要件のうち「信託の変更をする権限(軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。)を現に有」する、という部分は、受託者のfiduciary

duty が向けられている相手である、というように広く解すべきだろう。

厳密に考えると、「委託者」と「受託者」 のみが存在し、後者が前者のために財産管理 を行い、事前の約定に基づいて前者の指定し た第三者に対して支払を行う、というのは、 もはや信託ではなくて、委任契約であるとも 考えられる。そうすると、そもそも所得税法 13条の適用はなく、所得税法 12条に基づいてと になるのかもしれない。しかし、新信託法の もとでも「信託」の範囲は比較的広く理解 といるのであるから、厳密にいえば委任契 約かもしれないような法律関係も新信託税制 に取り込みつつ、それらについて妥当な課税 ルールを提示した方がよいのではないかとも 考えられる。

【注】

- (1) 本稿では、特に断らない限りヒトに着目して課される租税を対象とし、単に「税法」という場合にはこれらの租税について規定する税法を指す。
- (2) 渕圭吾「所得課税における年度帰属の問題」金子宏編『租税法の基本問題』200頁(有斐閣、2007年)、同「所得課税における帰属(tax ownership)をめぐる研究動向」学習院大学法学会雑誌45巻1号173頁(2009年)、同「タックス・シェルター:パラツィーナ事件」(最判平成18年1月24日民集60巻1号252頁)租税判例百選〔第6版〕40頁(2016年)参照。
- (3) フィルムリースに関するパラツィーナ事件(最判平成18年1月24日民集60巻1号252頁)参照。同事件の評釈として、渕・前掲注(2)(租税判例百選)、及び、浅妻章如「映画フィルムの所有権の帰属に関する判断を避け、減価償却資産の範囲に含まれない場合を示した事例」法学協会雑誌125巻10号2363頁(2008年)を参照。また、同事件の第一審判決の評釈として、渕圭

- 吾「フィルムリースを用いた仮装行為と事 実認定」(租税判例研究・大阪地判平成10 年10月16日訟務月報45巻6号1153頁)ジュ リスト1165号130頁(1999年)、控訴審判決 の評釈として、藤谷武史「フィルムリース を用いた租税回避が契約解釈により否認さ れた事案」(判例回顧、大阪高判平成12年 1月18日)租税法研究29号165頁(2001年) 参照。
- (4) 米国デラウェア州法に基づく limited partnership を通じた投資に関する最判平成 27年7月17日民集69巻5号1293頁は、税法 との関係で米国カリフォルニア州所在の集合住宅が誰に帰属するのか、ということが 問題となった事案である。
- (5) 金子宏『租税法(第21版)』170-172頁 (弘文堂、2016年)参照。なお、渕圭吾『所 得課税の国際的側面』317-321頁(有斐閣、 2016年)でもこの問題に言及した。
- (6) 渕圭吾「所得課税における年度帰属の 問題」金子宏編『租税法の基本問題』200 頁〔208頁以下〕(有斐閣、2007年)、「所得 課税における帰属(tax ownership)をめ ぐる研究動向 | 学習院大学法学会雑誌45巻 1号173頁(2009年)参照。なお、「年度帰 属」214頁注49において、「経済的所有権」 を紹介する、岩崎政明「租税法における 経済的観察法 ―ドイツにおける成立と発 展 | 筑波法政 5 号30頁 (1982年)、同「経 済的観察方法をめぐる最近の論争」租税法 研究 11号127頁 (1983年) をはじめとする 先行研究の引用が(参照したにもかかわら ず)漏れていた。訂正し、関係各位にお詫 び申し上げる。また、同「ファイナンス・ リース課税の問題点―日独リース通達の比 較研究を中心として」ジュリスト861号125 頁(1986年)、南博方=岩崎政明「リース 取引と税金」加藤一郎・椿寿夫編『リース 取引法講座(上)』272頁(きんざい、1987 年)も参照。
- (7) 信託の場合、信託財産の所有権は受託

者にあるからである。13条の反対解釈として12条の法律的帰属とは「所有権」の所在を意味するという金子・前掲注(5)、173 頁参照。なお、私も、渕圭吾「匿名組合契約と所得課税」ジュリスト1251号174頁(2003年)〔182頁注27〕においては、この立場に与するような記述を行っていた。

- (8) ここでいう「信託」をどのように解釈するか、ということも問題となるが、借用概念に関する統一説に従うならば、(「信託法」を中心とする)日本の私法にいう信託及びその他の法域における対応物と考えることになろう。「租税法と私法の関係」37頁参照。
- (9) 藤澤治奈「信託という性質決定に向けての覚書」立教法学77号349頁(2009年)参照。また、能見善久・道垣内弘人編『信託法セミナー1』53頁(信託設定意思をめぐる議論の中で、信託と他の法制度の区別が論じられている)(有斐閣、2013年)。
- (10) 本文で紹介したものは「車両信託」と呼ばれる。川崎誠一『信託の知識[第24版]』 129-137頁(日本経済新聞社、1973年)。なお、動産信託については、2011年2月に行われた信託協会・信託税制研究会における松永和美氏(信託協会)のご報告から多大な示唆を得ている。
- (11) 同様の議論は、不動産信託についても 可能である。不動産信託については、例え ば、川崎・前掲注(10)、138-144頁参照。
- (12) 渕圭吾「民事信託と相続税・贈与税に 関する研究ノート」トラスト60研究叢書『金 融取引と課税(2)』35頁(公益財団法人トラ スト60、2012年)も参照。
- (13) 言うまでもなく、このような真の人的 帰属の探求は、信託の場合のみならず、法 人の場合も行われるべきである。例えば、 公益財団法人が所有している株式につい て、税法との関係では、特定のステイクホ ルダーとの関係で当該財団法人が信託的に 所有している、という評価を下すことが適

- 切な場面があるかもしれない。
- (14) この命題は、日本の税法に明文で書かれているわけではないが、例えば組合に関する課税ルールの前提となっているものである。この命題を否定する場合には、課税の空白が生じる可能性がある。
- (15) 信託財産(受託者) 段階の租税属性をステイクホルダーの誰かに「配賦(allocation)」するわけである。
- (16) 基本的な方向性は、民事信託について 以下の文献で示していたのと同じである。 渕圭吾「民事信託をめぐる相続税・贈与税 課税のタイミングと『受益者等』の範囲に ついて」学習院大学法学会雑誌48巻1号37 頁(2012年);同「民事信託と課税」信託 法研究37号73頁(+質疑応答)(2012年)(学 習院大学法学会雑誌の方が詳細である)。
- (17) 商事信託の文脈では、「受益者等」に対する債権者ということが多いであろうし、 民事信託の文脈では、「受益者等」からその都度給付(贈与)を受ける家族のメンバーということが多いであろう。
- (18) Daniel Fischel & John H. Langbein, ERISA's Fundamental Contradiction: The Exclusive Benefit Rule, 55 U. Chi. L. Rev. 1105 (1988).
- (19) こうしたアメリカの退職給付型信託についての議論を見ると、日本における同様の信託の位置づけについて考えさせられる。退職給付型信託(税制適格のそれ)においては、企業からの拠出時に損金算入、積立金に対して特別法人税の課税、受給時に受給者(本人または遺族)に対する所得課税ないし相続税の課税が行われる。ここで、「[退職年金等積立金に対する法人税]の実質は、[…] 個人の所得に対する利子税である」という説明がされることがあるが(金子・前掲注(5)、441頁)、この説明は必ずしも正しくないのではないか。利子税であることは肯定できるにしても、この段階では「個人の所得に対する」租税と

は言えないのではないか。なぜなら、拠 出段階では、個々の受給者との関係では もちろん、受給者集団全体との関係でも、 必ずしも企業の財産から離脱したとは言 えない可能性があるからである(*See* John H. Langbein, The Supreme Court Flunks Trusts, 1990 Supreme Court Review 207, 209, note 10)。退職給付型信託のうち税制 適格のものについては、その法的性質が課 税上の扱いを左右することはないのだが、 認識の問題として、「個人の所得に対する」 租税と考えるのは、当該個人が給付を受け ていないどころか特定もしていないことを 考慮すると、不正確であるように思う。

(ふち けいご)